

## 平成27年 第3回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成27年3月27日(金) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名  
1番 金崎 均            2番 水町 茂            3番 大西 準一  
5番 森崎 英明        6番 木浦 由子        7番 森 清一  
8番 永友 祥一        10番 加藤 重喜        11番 坂本 幸  
12番 宇治橋 俊美    13番 永友 清太        14番 渡瀬 俊弘  
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名  
第2 会期の決定(別記のとおり)  
第3 諸報告  
第4 議案第13号 農地移動適正化あっせん事業について  
第5 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第7 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第8 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画の決定につい  
第9 議案第18号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の  
点検・評価(案)及び、平成27年度の目標及びその達成に向け  
た活動計画(案)について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭            局長補佐 三笠浩三  
係 長 永友亜紀子

(開会14時00分)

[事務局]

それではただいまから平成27年第3回高鍋町農業委員会総会を開会いたし

ます。それでは坂本会長、会の進行をよろしくお願いします。

[議長]

こんにちは。本日の委員13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。本日は農業委員会等に関する法律第24条1項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、7番 森 清一委員・10番 加藤重喜委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期決定」については別記のとおり、本日3月27日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日3月27日の1日間と決しました。議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告です。3月の業務報告です。4日水曜日、平成26年度宮崎県農業者年金受給者協議会会長・局長合同研修会がトラック協会で行われました。会長・鳥井が出席しております。5日・9日・10日に、平成27年第1回高鍋町議会定例会が開催されております。会長・水町委員・鳥井が出席しております。20日金曜日、現地調査を行っております。大西委員・森崎委員・坂本幸委員、事務局からは、永友係長が出席しております。20日金曜日、平成27年第1回高鍋町議会定例会が開催されております。会長・水町委員・鳥井が出席しております。23日月曜日、宮崎県農業会議第410回常任議員会議がトラック協会で開催されています。会長が出席しております。同じく23日月曜日、宮崎県農業会議第94回通常総会が宮崎県トラック協会で開催されています。会長が出席しております。24日火曜日、平成26年度人・農地プラン検討会が役場第1会議室で開催されております。会長・事務局からは鳥井・三笠補佐が出席しております。同じく平成26年度高鍋町農業再生協議会通常総会が役場第1会議室で開催されています。会長・鳥井が出席しております。26日木曜日、西都児湯農業委員会会長・農年会長・事務局長研修が西米良村で開催されております。会長・鳥井が出席しております。27日金曜日、同じく西都児湯農業委員会会長・農年会長・事務局長研修が西米良村で開催されました。会長・鳥井が出席しております。27日金曜日、

農業委員会総会です。全委員、全職員が出席しております。同じく27日金曜日総会の後ですけど、平成26年度第3回高鍋町農業経営改善等対策会議が行われます。全委員、全職員出席です。次は4月の業務計画です。1日水曜日、平成27年度辞令交付式が、役場第1会議室で行われます。会長・全職員が出席予定です。21日が現地調査となります。9時からです。水町委員・坂本会長・渡瀬副会長を予定しております。事務局からは、鳥井・永友となっておりますけれども、佐野に変更をお願いいたします。23日木曜日、宮崎県農業会議第411回常任議員会議が開催予定です。確定ではございません。会長が出席予定です。28日火曜日、農業委員会総会となっております。全委員・全職員出席予定となっております。業務報告につきましては以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法5条申請、平成27年2月20日、現地調査を行っております。

借受人 ○○○○、貸渡人 ○○○○、転用目的は看板用地及び露天駐車場で問題ありません。

借受人 ○○○○、貸渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。

いずれも3月23日付けで許可となっております。

続きまして4ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」。1番 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 784㎡。取得日は平成27年1月14日、相続によるものであつせんの希望はありません。

続きまして5ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」。農業経営基盤調査と振興により賃貸借契約がなされていましたが、この度合意解約書が提出されましたので報告致します。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 787㎡ 他8筆。賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期は、いずれも平成27年3月3日です。

続きまして6ページをご覧ください。同じく2番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 1,620㎡ 他1筆。賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期は、いずれも平成27年3月17日です。以上です。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか【質疑なし】  
それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして、日程第4 議案第13号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをお開きください。議案第13号「農地移動適正化あっせん事業について」。

1番 平成27年3月3日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 787㎡ 他8筆。

2番 平成27年3月19日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 670㎡ 他2筆。  
この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】  
それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出	1番	担当委員	13番	永友清太	委員
		順番委員	14番	渡瀬俊弘	委員
売渡申出	2番	担当委員	2番	大西準一	委員
		順番委員	15番	坂本弘志	委員

日程第5 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13ページをご覧ください。議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 324㎡。譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、譲受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。この件につきまして、担当の永友祥一委員よりご説明をお願いします。

[8番]

説明します。申請地は、羽根田公民館の東側の道を南に入った農地の一角に

あります。譲受人の〇〇〇〇さんは、譲渡人の〇〇〇〇さんの土地を長年作付されておりましたが、買ってほしいという事で今回の申請になったそうです。〇〇〇〇さんは水稲甘藷を栽培されていて今年も甘藷を作られています。問題は無いかと思えます。価格は、畑ですが324㎡で〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[11番]

現地調査の報告をいたします。今月(3月)の20日の日午前9時より永友係長の案内で、森崎委員・大西委員、私坂本で、現地を調査して参りました。〇〇〇〇さんの畑は荒れもなく、〇〇〇〇さんの畑で一枚になっていました。きれいにトラクターがかけて整備してあり、一枚になっておりました。と、報告致します。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

15ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条の許可は、同項第2号各号に該当している場合には、許可出来ないこととなっておりますが、その各号すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。〇〇〇〇さんは、奥様、息子夫婦の方と共に周辺地で水稲や甘藷を栽培しておられます。やはりこの土地についても栽培しておられ、今後も続けるという事ですので、問題はないと思われまます。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次の案件につきましては、木浦委員の同居親族の案件となり、農業委員会に関する法律第24条1項に該当し、木浦委員につきましては、この案件への議事参加が出来ませんので、しばらくの間退席をお願いします。

[事務局]

続きまして2番、農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番1 田 1,250 m<sup>2</sup> 他  
1 3筆。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇  
〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の永友祥一委員よりご説明を  
お願いいたします。

[8番]

説明します。申請の〇〇〇〇さんは、現在農業と〇〇〇〇の経営をされてお  
ります。今回の申請は、個人経営の農業を法人経営に変更するものであります。  
法人に変更後も、農業に対して前向きに取組、規模拡大等を計画されておしま  
して、意欲を感じております。問題はないかと思えます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願  
いします。

[11番]

報告いたします。只今、永友祥一委員の説明通り、田んぼの方はきれいにお  
こしてありました。田植えの準備がしてありました。それと北中原の畑の方は、  
ハウスが建っていて、そこで稲の苗を育てているそうです。今のところは苗が  
入っただけで、畑の方は、きれいに耕してありました事をご報告致します。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

16ページをご覧ください。この件につきましても農地法第3条第2項各号  
に該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。〇〇〇〇につしま  
しては、事業内容や役員要件、構成員要件についても農業生産法人の状況を満  
たしていると考えます。個人経営から法人による経営も変更ですので問題はな  
いと思われれます。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質  
疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可  
することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、  
原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

22ページをお開きください。議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 492 m<sup>2</sup>。申請人 〇〇大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は太陽光発電施設となっております。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

この現地は、雲雀山と水谷原の間の少し山手の方です。雲雀山集落の西側でございます。この土地は20年前ごろまで養鶏場がありまして、ブロイラーを経営されておられました。その後、経営者の上物が除去されていましたが、20年前からそのままの状態では放置されておられて、梅檀の木などの大木、竹、雑木などで荒れ地になっております。その中の一部 492 m<sup>2</sup>が畑面になっております。ここを〇〇円ほどかけて整地し、太陽光の計画を立てております。またこの整地した後は雨水等は地下浸透、また側溝に流すという事で、隣接地には影響はないと思います。本人も、頑張っておりますので、よろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

報告いたします。宇治橋委員が今言われたように、それからこれは20日に坂本幸委員、森崎委員と私（大西委員）と、それと永友係長と現地を見てまいりました。宇治橋委員が言われた通り、現実には山です。整地して太陽光にするということですので、地下浸透で汚水は流すという事だそうですので、他の農地などに迷惑をかけるような事はないと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電施設の設置であります。転用申請面積は492㎡であります。鶏舎跡地を有効利用するために転用するものでございます。設置箇所は第1種農地であります。特例措置といたしまして「申請にかかる農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業に供するために行うものであれば、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請地に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの。」までは許可対象となっております。雨水につきましては先ほどご説明があった通り自然浸透となっております。隣接地につきましては素掘の側溝にて対応することとなっております。

事業費は太陽光発電施設が〇〇円、土木工事費〇〇円、九州電力負担金〇〇円 合計 〇〇円となっております。資金につきましては金融機関の融資証明、通帳の写しが添付されており、問題ないと判断いたします。なお、経済産業省の設備認定通知書、九州電力の工事費負担金請求書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第7 議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

27ページをお開きください。議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑 540㎡ 他1筆でございます。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的 太陽光発電施設となっております。担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。場所は分かりやすく言いますと、10号線沿いに〇〇〇〇があります。そこから北東の方に向かって1kmありませんけれど、山、山林で



す。現在は山林で造成中です。この案件は、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから買って、30ページをご覧ください。30ページの地図ですね。この中で、〇〇番地ですが、枝番を言います。1番、7番、30番、31番、33番、34番、この案件の周りです。これも含めて〇〇〇〇さんが平成26年の3月に売約済みです。お金も支払ってあるそうです。造成するにあたって現状は、平成2年に〇〇〇〇さんが会社の正当物件として取得した当時から雑木と竹の林で、私は家が近くですが、畑だったとは誰も気付かないような状態でした。その手続き中に登記簿上はまだ畑だったという事で、申請をして上がっております。先日行ってきましたが、竹も雑木も綺麗にしてあって造成中です。お話を担当の方としまして聞いたところ、造成でだいぶ削って下に水路が沈んではおりますが、田んぼの用水路がありますけれども、そこには被害が及ばないようにだいぶ削られるそうです。それと、下は緑地にして地下浸透と下の方に小さなため池を二つ作られて、そこにも溜まるようにして被害は及ばさないようにするという事です。私は小さなころから知っていますが、本当に明るい見晴らしの良い所になります。太陽光には良いような土地であります。よろしく願いいたします。ちなみに土地代は、先ほど申しました二つ以外の全部を含めて、土地代が〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

説明いたします。20日に坂本幸委員、永友係長と調査をさせていただきました。今、金崎委員が言われましたように大木の雑木と竹林という事で、現状は整備されて大きなものだけのけてありました。枝等については大型粉碎機で粉碎されて粉化をしてありました。言われますように、とても畑とは思えないような場所だったというふうに思います。問題ないかと思えます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、農地の広がり10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。本件は事業計画の変更であります。平成23年8月25日にクヌギの植林として許可いたしました。今回は太陽光発電施設で申

請書が提出されたものでございます。

転用面積は3,278㎡となっております。

代替え地選定につきましては川南町通浜、都農町川北、他の土地についても比較検討を行った結果、土地取得費、太陽光事業に最も重要な日射量が他の土地よりも適していることから今回の申請に至っております。

申請地は第2種農地となるため転用許可対象となります。周辺には米、茶等が生産されているため、雨水の濁水、土砂の流出をさけるため、沈砂池をつくり土砂、雨水の流出を防ぐこととなっております。また、関係山林について林地開発申請を現在行っているところでございます。

事業費につきましては土地代、伐採費、防災関係費、太陽光発電施設等で合計〇〇円となっております。

金融機関の融資予定証明願が添付されております。事業費的には問題ないと判断いたします。なお、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書、これは設備認定通知書の変更となっておりますのでこちらの、軽微変更届出書が提出されております。また、九州電力の系統連係承諾通知書、これは大規模発電となるため工事費負担金請求書に相当するものでございます。これらが添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか。はい 13番

[13番]

この30ページの地図を見ますと、真ん中に道と書いてありますが、これは個人の道でしょうか、〇〇〇〇さんの道だったのでしょうか。

[事務局]

道ですか。道は、高鍋町が管理します公定外道路になっております。こちらにつきましては、町の方に払い下げ申請が出ておりますけれども、こちらの転用関係が片付いておりませんので、今のところ払い下げについてはストップしているところでございます。

[議長]

他にはありませんか。【質疑なし】それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第8 議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

32ページをお開きください。議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」です。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,191 m<sup>2</sup> 他5筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の渡瀬委員よりご説明をお願いいたします。

[14番]

説明をいたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとはご兄弟でありまして、規模拡大の為に〇〇〇〇さんの畑を〇〇〇〇さんが購入するということになりました。後で出てきますが、〇〇〇〇という農業生産法人なんですけど、規模拡大で16,945 m<sup>2</sup>〇〇〇〇さんの所有権となったそうです。10aあたり〇〇円総額〇〇円と言う事だそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,549 m<sup>2</sup> 他2筆。所有権を移転する者 宮崎市恒久1丁目7番地14 公益社団法人宮崎県農業振興公社、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は約2年前私があっせんをした土地でありまして、お金ができましたのでという事でお金を払いますという事だそうです。この土

地の値段は反当〇〇円であの時はあっせんしましたので、以上です。今は畑を作る用にきれいに耕作の準備をしておりますので別に問題はないかと思えます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

33ページをお開きください。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 651㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明お願いいたします。

[12番]

説明いたします。この申請地は越ヶ溝の〇〇〇〇の東側になります。一枚東側一枚ごしの畑です。651㎡でございます。〇〇〇〇さんは〇〇ですが、現在〇〇の〇〇〇〇さんの施設を借りて椎茸の菌床を栽培されております。規模拡大という事でこの年に施設を、ハウスをされて今の椎茸栽培をやろうと考えておられます。まだ若いですがけれどもよろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。はい3番

[3番]

金額をですね。

[12番]

すいません。651㎡で〇〇円です。

[議長]

他に質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,620 m<sup>2</sup> 他1筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。これは今、先ほど説明いたしました〇〇〇〇さんの畑の続きです。〇〇〇〇さんの土地と合わせて2反、3反弱ですかね。これを合わせて〇〇〇〇さんがここに、先ほど申しましたハウスを建て椎茸栽培をされるという事です。どうかよろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。はい1番

[1番]

金額を。

[12番]

すみません。全てで〇〇円です。〇〇円となっております。

[議長]

その他、質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

34ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,191 m<sup>2</sup> 他5筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇

〇〇〇。担当の渡瀬委員よりご説明お願いいたします。

[14番]

説明いたします。この購入された農地を、〇〇〇〇に賃貸借をするものであります。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。14番

[14番]

失礼しました。賃貸料10a当たり〇〇円だそうです。

[議長]

他に質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 408 m<sup>2</sup> 他 1 筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。本地は未登録農地となっておりますが相続人の過半の同意が得られております。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明します。〇〇〇〇さんが先月亡くなられて息子さんが東京にいらして、相続しますという事でこの間みえられました。〇〇〇〇さんとおっしゃるんですけど、〇〇〇〇さんと娘さんの〇〇〇〇さんの連名で相続をされるそうです。それでその田んぼを〇〇〇〇さんが借りて稲を作るという事で新規の賃借をされるそうです。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして、日程第9 議案第18号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

35ページをお開きください。議案第18号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について」を説明いたします。

この案件につきましては、平成21年度より農業委員会の活動の透明化を図る主旨で地域住民への情報提供、地域住民からの情報収集ということで始められたものです。この案件につきましては議決をいただいた後、高鍋町のホームページにて公開し、あるいは農業委員会窓口に備え置き、広く住民の方の意見をいただくこととなっております。

意見募集期間は4月1日から4月30日の間となります。住民の方の意見等をまとめた上で、5月の総会に再度、議案として提出しご協議いただくこととなります。その上で決定することとなっております。決定後は国、県へ報告することとなっております。

それでは詳細につきましてご説明いたします。

#### I 法令に関する点検

総会等の開催及び議事録の作製につきましては総会の開催・公開あるいは、公開である旨の周知状況ということでこちらの方は周知しております。役場の庁舎掲示板とホームページの方で周知しております。総会等の議事録の作製につきましては作製しております。作製までに要した期間は30日です。次の総会で議事録署名をいただいておりますので30日となっております。議事録の内容につきましては詳細なものを作製しております。割愛することなくご発言いただいたことにつきましては全て議事録に掲載しております。議事録の公開につきましては公開・公表しております。町のホームページ、あと事務局に備え付けております。

次のページをお開きください。事務に関する点検。農地法第3条に基づく許可事務につきましては、1年間の処理件数が28件でございました。うち許可件数も同じく28件でございます。事実関係の確認につきましては実施状況といたしまして、農業委員3名、事務局職員2名により、すべての案件の現地調

査を実施いたしております。総会等での審議につきましては、1件毎に事務局及び担当農業委員が説明するとともに、現地調査結果の報告を農業委員が行い、1件毎に質疑を受け採決を行っております。

続きまして2番です。農地転用に関する事務。1年間の処理件数は44件となっております。事実関係の確認につきましては3条と同じく農業委員3名、事務局2名により、すべての案件について現地調査を行っております。総会等での審議につきましても3条と同じく1件毎に事務局及び担当農業委員が説明するとともに、現地調査結果の報告を農業委員が行い、1件毎に質疑を受け採決を行っております。審議結果の公表につきましては、3条、転用につきましてもホームページに掲載しております。

次のページをお願いいたします。農業生産法人からの報告への対応ということで、管内の農業生産法人が24法人ございます。うち報告書を提出している法人が23法人、督促を行った法人が1件となっており、提出が無かった法人がこの1件ということになります。提出しなかった理由につきましては、法人が新設のため報告の時期が到来していなかったため報告ができなかったということでございます。

4番、情報の提供等につきまして賃借料情報の調査・提供につきましては調査対象が60件で、情報の提供方法としましては町のホームページに掲載しております。農地の権利移動等の状況把握につきましては、188件調査いたしまして情報の提供方法といたしましては、権利移動等の手続き等についてホームページで紹介いたしております。農地台帳の整備につきましては、対象農地が1,511haで整備は随時実施しております。

次のページをお願いいたします。次のページは地域の農業者等からの意見ということで、ホームページに閲覧をした上で地域の方から意見がございましたらこちらの方に記載することとなります。記載した上でまた5月の総会でご提案することとなります。

39ページをお開きください。法令事務に関する評価ということで、現状課題といたしまして、管内農地面積が1,511ha、遊休農地面積が105.99haで割合として7.01%となっております。26年度の目標は3haの解消でございました。実績といたしましては5.3haが解消できまして、177%の達成率となっております。

3番 2番の目標の達成に向けた活動といたしましては、活動実績ですね。11月に現地調査をいたしました。14名です。農業委員会13名と、農地相談委員1名、14名で調査をいたしました。調査の取りまとめにつきましては、12月から1月の間で行っております。調査方法といたしましては、調査区域を管内全域の農業委員担当区域毎に区切って道路からの目視による巡回を行い



遊休化している箇所について、地図上に落として確認をしております。

評価の案につきましては、目標達成。活動に対する評価の案につきましては、遊休農地所有者への指導は活発に行ったが、新規発生や経費高のため解消が進まなかった。遊休農地が 7.01%非常に高いことになっておりますので今後ともさらに、遊休農地を再生化について力を入れていこうと考えておるところです。

40 ページをお開きください。促進等事務に関する評価。認定農業者と担い手の育成及び確保。現状が、農家数が 575 戸、うち主業農家が 199 戸。農業生産法人数が 22 法人となっております。認定農業者が 123 経営体となっております。26 年度の目標では認定農業者を 125 経営体にする目標を掲げておりましたが、実績といたしましては 123 経営体ということで 98.04%の達成率で、目標を達成できませんでした。目標達成に向けた活動といたしまして、活動計画では、意欲的農業者に対しては、利用権設定や所有権移転により集積を進め、認定の推進を行う。活動実績につきましては、意欲ある農業者について、担当課と連携し認定の推進を行った。ということになります。評価の案といたしましては、目標未達成でございます。活動に対する評価の案といたしましては、地域農家との意見交換が進んだということになっております。

41 ページをお開きください。担い手への農地の利用集積です。現状の課題といたしまして、現状農地面積が 1,511ha でこれまでの集積面積が 565ha となっております。集積率は 37.49%となっております。26 年度の目標が 20ha で、実績が 26.8ha です。達成率は 134.00%となっております。(2) の目標の達成に向けた活動といたしましては、活動計画として、担い手への農地の利用集積に向けた、あっせん事業や特例事業に取り組みました。活動実績 農業委員や事務局職員による、あっせん事業や特例事業を推進いたしました。

次、42 ページをお開きください。違反転用への適正な対応となっております。現状の課題といたしまして、農地面積 1,511ha、転用面積の所は空欄となっておりますけれども、転用違反がございます。1ha に満たないものですからこちらの方には記入したしておりません。26 年度の目標は、ゼロでありまして、実績もゼロということで挙げさせていただいております。目標の達成に向けた活動で活動計画で違反転用発生の未然防止に向け取り組みを行った。活動実績としては農業委員や事務局職員による農地パトロールの実施を行ったということでございます。

43 ページをお開きください。43 ページからは、27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)となっております。

法令事務につきましては、現状の課題、管内面積が 1,511ha、遊休農地面積が 105.99ha で、割合として 7.01%となっております。本年度も、遊休農地の解消については 3ha の目標をあげております。活動計画といたしましては 10 月の

時点で調査員数14名でお願いいたしまして、調査結果取りまとめを11月に行う予定です。26年度と同じような形態で農地調査もお願いしたいと思いません。調査方法といたしましては、調査区域を管内全域の農業委員担当区域ごとに区切り、航空写真等も活用し巡回調査を行う。遊休化している農地については地図上に落として記録するということを目標としております。

次のページをお願いいたします。44ページです。促進等事務。認定農業者等担い手の育成及び確保です。現状が農家数575戸、うち主業農家が199戸、農業生産法人数が22法人となっております。認定農業者が123経営体です。課題といたしましては、認定農家は高齢化と共に減少傾向であり、新規の農業生産法人等の参入が課題となっております。27年度の目標といたしましては、26年度と同じく、認定農業者数を125経営体ということを目標としてあげております。

45ページをお開きください。担い手への農地の利用集積です。現状が農地面積1,511ha、これまでの集積が565ha、集積率37.49%です。27年度におきましては、26年度の実績が26.8haでございましたので、その26年度の実績を踏まえまして、30haの集積を目標と掲げたいと思えます。活動計画案といたしましては、年間を通じて、担い手への農地の利用集積に向けた、あっせん事業や特例事業の実施を行います。

46ページをお願いいたします。違反転用への適正な対応です。管内面積1,511haで、転用違反面積は0となっております。当然なことなんですけど、目標といたしましては、年間を通じて、広報活動や農地パトロールにより早期発見に努め是正措置を行うということを目標にあげています。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか【異議なし】

それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これをもちまして、平成27年第3回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時05分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 7 番

署名委員 10 番